

# ヤングケアラーに関する啓発イベント等開催業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

ヤングケアラーに関する啓発イベント等開催業務を委託により実施する。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 ヤングケアラーに関する啓発イベント等開催業務
- (2) 業務内容 別紙「ヤングケアラーに関する啓発イベント等開催業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結した日から令和7（2025）年3月25日（火）まで
- (4) 委託料上限額 2,042,480円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当所属及び問い合わせ先  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁本館5階）  
栃木県保健福祉部 ども政策課 児童家庭支援・虐待対策担当  
電話：028-623-3067  
E-mail：[jidokateishien@pref.tochigi.lg.jp](mailto:jidokateishien@pref.tochigi.lg.jp)

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号に該当しない者であること。
- (6) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

## 4 プロポーザル実施の手続き

### (1) 実施スケジュール

実施要領等の公表	令和6（2024）年 7月23日（火）
実施内容等に関する質問受付期限	〃 7月26日（金）午後5時 必着
質問に対する回答（ホームページ公表）	〃 7月30日（火）予定
参加表明書等の提出期限	〃 8月1日（木）午後5時必着
参加資格の確認通知	〃 8月5日（月）予定
企画提案書等の提出期限	〃 8月22日（木）午後5時必着
審査結果の通知・公表	〃 8月下旬予定

(2)実施要領等の配布

ア 配布期間：令和6（2024）年7月23日～同年8月1日  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所：上記2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売）からダウンロードできる。

※URL (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式1）により電子メールにより提出すること。

- ① 受付期間： 公募開始日～令和6（2024）年7月26日（金）午後5時必着
- ② 提出方法 電子メールにより、2（5）に記載のアドレス宛て提出すること
- ③ 回答期日 令和6（2024）年7月30日（火）予定
- ④ 回答方法 質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、質問及び回答事項を取りまとめの上、栃木県公式ホームページ上に公表する。

(4) 参加表明書等の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式2）及び確認書（様式3）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限 令和6（2024）年8月1日（木）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）に記載

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 提出期限 令和6（2024）年8月22日（木）午後5時必着

イ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

ウ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

- (ア) 総合的な業務の実施方針
- (イ) イベントの内容
- (ウ) 業務実施体制
- (エ) 業務スケジュール
- (オ) 独自の提案事項
- (カ) 類似事業の実績
- (キ) 見積額（総額及び内訳を明記すること）

- エ 企画提案書は1者1提案とする。
  - オ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本5部とする。  
なお、審査の公平を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。
  - カ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。  
なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（消費税等も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。
- (6) 企画提案書等提出書類の取扱い
- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
  - イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
  - ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
  - エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
  - オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。
  - カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
  - キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
  - ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
  - ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
  - コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 5 審査方法等

- (1) 審査・選定方法  
別紙「審査基準」のとおり
- (2) 審査方法  
審査は書面により実施する。企画提案書について、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。
- (3) 契約候補者の選定方法
  - ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者として選定する。
  - イ アに該当する者が複数あった場合は、委員会で審議の上、候補者を選定する。
  - ウ ア及びイに関わらず、各選定委員の評点合計の平均が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。提案者が1者の場合も同様とする。
- (4) その他  
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
  - ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
  - イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
  - ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
  - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
  - オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
  - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

- (1) 契約候補者の名称及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の数

## 7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させることとする。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。